

関税と国際貿易に関する最新情報

2024年4月及び5月

本アップデートのハイライトは、以下のとおりです。

- ▶ カンボジア産のコメと葉たばこの輸入
- ▶ ASEAN-韓国自由貿易協定(AKFTA)に基づく原産地規則の実施の改正
- ▶ 農業農村開発省(MARD)が管理する物品リストの発行
- ▶ 2024年下半期、付加価値税減税を継続する提案
- ▶ 以下の事項に関するガイダンスを提供するオフィシャルレター(OL)
 - ▶ 輸出生産のために輸入された物品にかかる輸入関税の還付
 - ▶ 輸出貨物の課税価格を決定する際のボーナスの取り扱い
 - ▶ 漢方薬の輸入に対する付加価値税(VAT)政策
 - ▶ ベトナム国外または輸出加工企業(EPE)で加工された製品に対する税制
 - ▶ 輸出入貨物の課税価格
 - ▶ 使用目的が変更された物品の課税価格
 - ▶ 輸入免税品の使用状況に関する通知
 - ▶ EPEによる外部倉庫の利用
 - ▶ スマートウォッチのHSコード分類

その他の税務・税関・国際貿易に関する最新情報は[こちら](#)をご覧ください。

カンボジア産のコメと葉たばこの輸入

2024年4月4日、ベトナム商工省(MoIT)は、2023年から2024年の間、関税割当を伴うカンボジア産のコメと葉たばこの輸入を規制する通達06/2024/TT-BCT(通達06)を発行しました。

これに伴い、カンボジアを原産地とし、2024年1月24日付政府発行の政令 05/2024/ND-CP Appendix IIIに記載されたHSコードに分類される商品は、2023年から2024年の期間、ベトナムとカンボジアの二国間貿易を促進する協定の一環として、関税割当制度の範囲内でベトナムに輸入される場合、特別特惠輸入関税率が適用されます。

関税割当制度(TRQ)は以下のように適用されます。

- ▶ 2023年度関税割当制度は、2023年6月2日から2023年12月31日までに登録された通関申告に適用されます。
- ▶ 2024年度関税割当制度は、2024年1月1日から2024年12月31日までに登録された通関申告に適用されます。

通達06は2024年5月20日から2024年12月31日までの期間において施行されました。

ASEAN-韓国自由貿易協定(AKFTA)に基づく原産地規則の実施の改正

2024年3月27日、情報通信省は、AKFTAに基づく原産地規則の実施に関する2014年6月25日付通達20/2014/TT-BCT(通達20)の一部の条文を修正する通達04/2024/TT-BCT(通達04)を発行しました。

通達04による主な修正点は以下の通りです。

- ▶ 「ASEAN-韓国自由貿易協定」を「ASEANと韓国の包括的経済協力枠組み協定」へと改称。
- ▶ 輸出国の領域内で完全に入手・生産されたものではなく、製品別規則のリストに含まれていない商品であっても、少なくとも40%の付加価値基準(RVC)を満たす、またはHSコードの項(上4桁)の変更基準(CTH)を満たす場合、輸出国の原産品とみなす、とする規定の改定。主な改定事項は以下の通りです。
 - ▶ 直接法によるRVC計算式の補足。
 - ▶ 輸出国の輸出者または生産者は、直接法または間接法を用いてRVCを算出する計算式を選択することができる。選択した計算方法は、輸出者または生産者の会計年度を通じて適用されなければならない。
 - ▶ 輸入国が物品の検査または原産地証明を行う場合、輸出国の輸出者または生産者が適用するRVC計算方法に基づいて行わなければならない。
- ▶ 原産地証明書(C/O)の発行および検査に関する規定の改正。具体的には、C/OフォームAKは以下の要件を満たさなければならないとされています。
 - ▶ 輸出国のC/O発行機関による署名・捺印のある紙で手動発行されたもの、または、電子発行されたものであること。
 - ▶ 通達20のAppendix VI-Aの書式に従い、A4サイズでC/OフォームAKと名付けること。
 - ▶ 英語であること。

通達04は2024年5月11日に発効しました。

農業農村開発省(MARD)の管理下にある物品リストの発行

2024年2月2日、MARDは通達01/2024/TT-BNNPTNT(通達01)を発行し、MARDの国家管理下にある物品に適用されるHSコードのリストと、農業・農村開発分野における専門検査の対象となる輸出入品のリストを発行しました。本通達の主な内容は以下の通りです。

- ▶ 通達01に添付されている付録には、MARDの国家管理下にある物品のリストが詳細に記載されています。リストには以下のものが含まれます。
 - ▶ Appendix I: 検疫対象品、輸出禁止品、条件付き輸出可能品、ベトナム国内での輸入・流通が許可されている品目、その他
 - ▶ Appendix II: 通関前に専門検査の対象となるHSコードの輸入品リスト
 - ▶ Appendix III: 通関後に専門検査の対象となるHSコードの輸入品リスト
- ▶ 通達01のリストに含まれるHSコードは、ベトナムに輸出入される貨物の通関申告の基礎となります。
 - ▶ 輸出入品が農業分野であるが、通達01のリストに含まれていない場合、実際の品目の説明と財政省(MoF)が発行した2022年6月8日付の通達31/2022/TT-BTCに添付されたベトナムの輸出入リストに基づいて税関申告を行います。
 - ▶ 通関後、貿易業者は文書をMARDに送付する必要があります。その後、農業農村開発省はMoFと連携して、見直しを行い、更新されたリストを発行します。
- ▶ 輸出貨物の専門検査は、輸入国での通関を容易にするため、企業の要請に応じて実施されます。

通達01は2024年3月20日に発効しました。詳細は通達01をご参照ください。

2024年下半期、付加価値税減税を継続する提案

政府は、決議110/2023/QH15に基づく付加価値税(VAT)税率2%引き下げの実施結果に関する提案書177/TTr-CPを国会に提出しました。同提案は、VAT減税政策の継続を推奨しています。具体的な内容は以下の通りです。

- ▶ 2024年の後半6カ月間(2024年7月1日から2024年12月31日まで)、現在10%のVAT率が適用されている特定の商品およびサービス群について、付加価値税率を2%引き下げる政策の継続。
- ▶ 決議43/2022/QH15の第1条第1項第1号、および第3条aで指定された商品およびサービス群についてVAT税率を2%引き下げる政策の継続。

このトピックに関する動向は、今後も継続的に更新していきます。

オフィシャルレター(OL)によるガイダンスは以下の通りです。

項目	主題	内容
1846/TCHQ-TXNK 2024年5月2日	輸出生産のために 輸入された物品に かかる輸入関税の還付	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業が生産のために原材料を輸入し、その原材料に対して輸入税を支払った後、実際に海外または非関税区に輸出される製品の生産に使用する場合、これらの原材料にかかる輸入関税は、還付請求の対象となります。 ▶ 企業が原材料をみなし輸入し、輸入関税を支払った後、原材料を加工するために別の業者に引き渡し、最終的に完全に加工された商品を受け取って海外に輸出する場合、現行の規則では、この場合の輸入関税の還付については、言及されていません。
1484/TCHQ-TXNK 2024年4月8日	輸出貨物の課税 価格を決定する際の ボーナスの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業が物流業者に物品の配送、荷積、混載などの特定の作業を依頼する場合、これらの物流サービス料は、輸出貨物の価格に含まれます。 ▶ これとは別に、貨物が輸出された後、一定の計算に基づき、買い手が物流業者にボーナスとして追加額を支給することがあります。このボーナスは個々の輸出貨物によって異なり、付与される場合とされない場合があります。 ▶ 税関総局(GDC)は、当該ボーナスは課税価格の決定とは無関係であるため課税価格に加算されるべきではなく、また課税価格から差し引かれるべきではないと考えています。
3671/BTC-TCHQ 2024年4月5日	漢方薬の輸入に対する VAT政策	<p>輸入品のうち、伝統的な医薬品(漢方薬)については、以下の条件を満たす場合5%のVAT税率が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 輸入される商品は、生薬として申告され、2017年5月8日付の政令54/2017/ND-CPIに従い、ベトナム伝統医学・薬務管理局(保健省/MOH)により輸入に同意する公文書が確認されていること。 ▶ MOHが2018年12月28日に発行した通達48/2018/TT-BYTとともに発行されたAppendix Iの輸入漢方薬リストに含まれる医薬品であること。
2578/BTC-TCHQ 2024年3月14日	ベトナム国外または EPEで加工された 製品に対する税制	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原材料をベトナム国外に輸出して加工し、その加工品をベトナムに再輸入する場合、輸入段階で輸入免税の対象となるのは、加工品に組み込まれる輸出原材料の価額のみです。企業は、加工品に適用される輸入関税率で、残りの価値に対して税金を支払う必要があります。 ▶ 当該加工品の課税価格には、加工賃、受託加工契約に基づいて加工品の製造に追加された材料の価値、およびその他の調整額から成ります。加工用に輸出した際の元の原材料の価値は含まれません。 ▶ ベトナム国内企業が製造のために原材料を輸入し、その原材料を加工するためにEPEに搬入し、加工後の、半製品をEPEから受け取る場合、原材料に対する輸入税を規定通り納付する必要があります。EPEによって加工された完成品または半製品が、輸出前にさらなる加工・製造のためベトナムに再輸入されるとき、当該製品にかかる税金は、輸出入税法107/2016/QH13第19条d項および2016年9月1日付政令134/2016/ND-CP第36条に規定される税還付の対象とはなりません。

項目	主題	内容
683/TCHQ-TXNK 2024年2月21日	輸出入貨物の課税価格	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 商品の価格に、最初の輸入国境ゲートから引渡場所までの配送費用も含まれている引渡条件(DDU、DDP、DAP)で商品が顧客に引き渡され、この費用を裏付ける書類がない場合、申告者は、この国内配送費用を価格に含め、それに基づいて通関価格を決定する必要があります。この場合の課税価格は、不正確な申告とはみなされません。 ▶ 商品が工場渡し(EXW)条件で配送される場合、課税価格には、工場渡し価格および出境ゲートまで(輸出品の場合)、または最初の入境ゲートまでにかかった関連費用の価格(輸入品の場合)が含まれます。関連するすべての費用が課税価格に含まれていない場合、不正確な申告とみなされます。 ▶ 課税価格の決定と申告は、商品が課税対象か否かに左右されません。
1771/TCHQ-TXNK 2024年4月25日	使用目的が変更された物品の課税価格	<p>企業が使用目的変更のための通関手続きによって物品を破棄する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 使用目的変更に係る通関申告書の提出時における文書と会計記録に基づいて課税価格を決定し、申告する必要があります。 ▶ 物品の廃棄後、申告された課税価格に変更があった場合、申告者は追加の通関申告書を提出し、変更後の課税価格を証明する書類(廃棄に係る合意書、見積書、VATインボイスなど)を提出する必要があります。
553/HQTPHCM-TXNK 2024年3月8日付	輸入免税品の使用状況に関する通知	<p>企業が関税免除品のリスト(以下、リスト)を税関当局に提出し、そのリストに従って物品を輸入した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 毎年、年度末から90日以内に、輸入者はその年の輸入免税品の使用状況に関する通知を管轄の税関当局に提出する必要があります。 ▶ 通知は、2021年3月11日付政府発行の政令18/2021/ND-CP(政令18)のAppendix VII aにある様式07を用いて電子税関システムを通じて提出する、または政令18のAppendix VIIIにある様式18を用いて管轄の税関当局に直接紙で提出することができます。 <p>このオフィシャルレターは、企業に対し、初回申請時だけでなく、毎年定期的に税関当局に通知を提出するよう注意を促すものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 通知は、プロジェクト全体が操業を停止するまで、または商品のベトナム国外への再輸出、商品の使用目的の変更、国内消費のための販売、または廃棄が行われるまでに提出する必要があります。 ▶ 適時に通知を提出しない企業は、2020年10月19日付政令128/2020/ND-CP第7条第3項b号に従い、行政処分の対象となります。

項目	主題	内容
<p>1414/TCHQ-GSQL 2024年4月3日付</p>	<p>EPEによる外部倉庫 の利用</p>	<p>EPEが原材料、製造に使用される部品、また、完成品を保管するために外部倉庫を借りる必要がある場合、EPEは次のことを行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 倉庫内での生産活動を行わないこと。 ▶ 税関当局が承認した期間内において、商品を保管すること。賃貸期間が終了してもなおEPEが倉庫を必要とする場合、賃貸期間終了の少なくとも30日前までに税関当局に公文書を提出し、承認を得ること。 ▶ 会計帳簿に取引を記録し、翌四半期の初月15日に、2015年3月25日付通達38/2015/TT-BTCのAnnex Vにあるフォーム19/NXTK-DNCX/GSQLを使用し、電子税関システムを通じて、外部倉庫に保管されている商品の在庫管理報告書を管轄の税関当局に提出すること。 <p>外部倉庫に保管されている商品の管理について、管轄の税関当局は以下の責任を負います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ EPEからの在庫管理報告書に基づいて、検品と在庫照合、倉庫への商品の搬入と搬出を監視する。 ▶ 定期的に情報を見直し、照合することで、リスクの兆候や不審な動きを迅速に検知するため、外部倉庫に保管されている商品を管理するための計画を立て、人員を配置する。 ▶ 倉庫に保管されている商品が不適切に使用されている、または適切な通知なしに国内で消費されている疑いがある場合、「抜き打ち」検査を実施する。
<p>1447/TCHQ-TXNK 2024年4月3日付</p>	<p>スマートウォッチの HSコード分類</p>	<p>スマートウォッチのHSコード分類について、GDCは以下のような見解を示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 定義:手首に装着するように設計され、タッチスクリーンの有無にかかわらず光電子ディスプレイを備え、Bluetoothを使用してスマートフォンやタブレットなどの他の機器(ホスト機器)と接続(ペアリング)できる機器。 ▶ その説明と機能によって、スマートウォッチは、2つの主要な見出しの下に分類される:見出し91.02および見出し85.17(追加の通話およびSMS送信機能付き)。 ▶ 以前、GDCはスマートリストウェアデバイスのHSコード分類に関するさまざまな通知(Notification)を発行していました。しかし、これらの通達の有効期限は3年間であったため、OL1447で言及されているように、以前発行された通知の一部は有効期限が切れており、HSコードを決定するための参考として使用することはできません。

Contacts

Hanoi office

Huong Vu | General Director
huong.vu@vn.ey.com

日系企業担当
Japanese Business Services (JBS)

西川 貴陽 | 日系企業担当インドシナ副統括
ディレクター
公認会計士(日本・米国)
takaaki.nishikawa@vn.ey.com

佐々木 理帆 | シニアマネージャー
公認会計士(日本)
riho.sasaki1@vn.ey.com

錦城 和栄 | マネージャー
kazue.kinjo1@vn.ey.com

外山 隆太郎 | マネージャー
公認会計士(日本)
ryutaro.toyama1@vn.ey.com

下澤 大地 | マネージャー
公認会計士(日本)
daichi.shimozawa@vn.ey.com

小池 都司 | マネージャー
米国公認管理会計士(USCMA)
koike.satoshi@vn.ey.com

Linh Ngoc Nguyen - 日本語可
シニア
linh.ngoc.nguyen@vn.ey.com

Nguyen Thi Kieu Thoa - 日本語可
シニア
thoa.t.nguyen1@vn.ey.com

Ho Chi Minh City office

Robert King | Indochina Tax Leader
robert.m.king@vn.ey.com

日系企業担当
Japanese Business Services (JBS)

小野瀬 貴久 | 日系企業担当インドシナ統括
パートナー
公認会計士(日本)
takahisa.onose@vn.ey.com

高野 宏太 | シニアマネージャー
公認会計士(日本)
kota.takano1@vn.ey.com

大富 友加 | マネージャー
yuka.otomi@vn.ey.com

渡邊 哲史 | マネージャー
公認会計士(日本)
satoshi.watanabe@vn.ey.com

Chung Duc Dao - 日本語可
マネージャー
chung.duc.dao@vn.ey.com

昆野 諒介 | シニア
ryosuke.konno@vn.ey.com

Phnom Penh office (Cambodia)

川原 亮 | マネージャー
公認会計士(日本)
ryo.kawahara2@kh.ey.com

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2024 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.
All Rights Reserved.

03088-226Jpn
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/en_vn